



SDGs/ESG金融に関する金融機関の取り組み

～ SDGs/ESG金融に関するワークショップ（2019年6月開催）の様相 ～

2020年1月29日（水）

日本銀行 金融機構局 金融高度化センター

目次

1. はじめに

2. SDGs/ESG金融を巡る国際的な動向

3. SDGs/ESG金融を巡る国内の動向

4. SDGs/ESG金融に関するワークショップ
の様相（2019年6月、日本銀行主催）

1. はじめに(SDGs/ESG金融への取り組み状況)

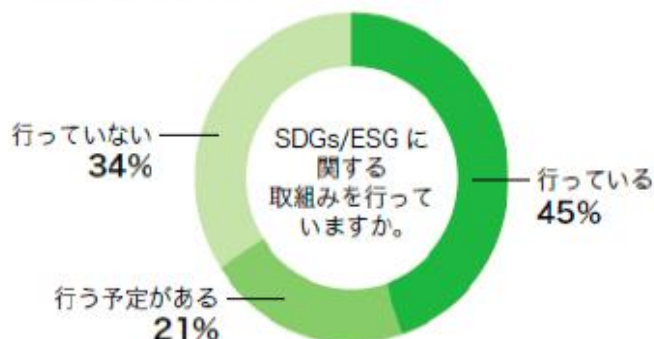
① SDGs/ESGに関するアンケートの実施

- ◆ 会員銀行の取組み状況等を把握するとともに、その結果の還元による会員銀行の一層の取組み促進を目的として、正会員を対象にSDGsやESGに関する各行の取組みの実態を調査。

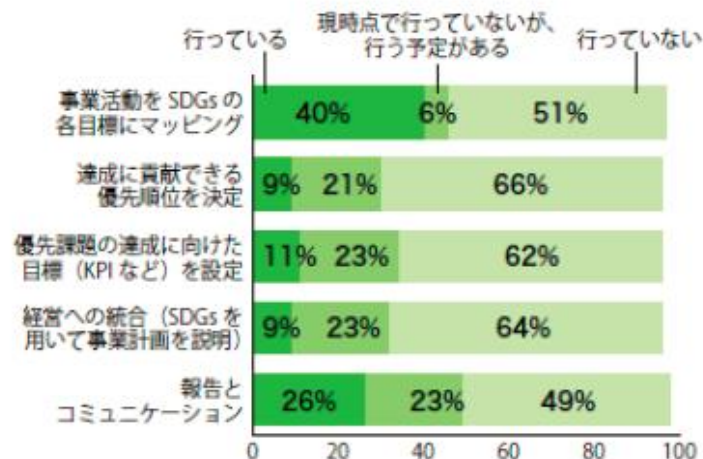


2018年度アンケート結果（概要）

- 回答があった118行中53行（45%）がSDGs/ESGに関する取組みを行っており、行う予定があると回答したのは25行（21%）でした。



- SDGs/ESGに関する取組みの状況は以下のとおりです。



1. はじめに(SDGs/ESG金融とは何か)

- ・ 現在、世界的な潮流として、SDGs/ESG金融に関する取り組みが推進されており、わが国でも、同様の動きが徐々に拡大。

SDGs (Sustainable Development Goals) :

「持続可能な開発目標」:2030年までに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会などの諸目標を達成するための国際連合が主導する活動。



ESG金融:

企業分析・評価を行ううえで長期的な視点を重視し、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)情報を考慮した投融資行動をとることを求める取り組み。



(出所)国際連合広報センター

1. はじめに(SDGs/ESG金融とは何か)

▽年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)による整理



(出所)年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)

1. はじめに(なぜSDGs/ESG金融に取り組むのか)

SDGs の活用によって広がる可能性

企業イメージの向上

SDGs への取組をアピールすることで、多くの人に「この会社は信用できる」、「この会社で働いてみたい」という印象を与え、より、**多様性に富んだ人材確保**にもつながるなど、企業にとってプラスの効果をもたらします。

社会の課題への対応

SDGs には社会が抱えている様々な課題が網羅されていて、今の社会が必要としていることが詰まっています。
これらの課題への対応は、**経営リスクの回避**とともに**社会への貢献**や**地域での信頼獲得**にもつながります。

生存戦略になる

取引先のニーズの変化や新興国の台頭など、企業の生存競争はますます激しくなっています。今後は、SDGs への対応がビジネスにおける**取引条件**になる可能性もあり、**持続可能な経営を行う戦略**として活用できます。

新たな事業機会の創出

取組をきっかけに、地域との連携、新しい取引先や事業パートナーの獲得、新たな事業の創出など、今までになかった**イノベーション**や**パートナーシップを生む**ことにつながります。

1. はじめに(SDGs/ESGに関する金融面からの取り組み事例)

地域資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・「再生可能エネルギーを軸とした新産業の創出」という経営戦略のもと、風力発電事業会社を設立し、同事業に参入。これにプロジェクトファイナンスを供与。
プロジェクトファイナンス	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンファイナンス推進機構が出資する再生可能エネルギー事業（風力、バイオマス、地熱・温泉熱等）に対し、地元金融機関として協調融資。
寄付型 私募債/ローン	<ul style="list-style-type: none"> ・社債発行手数料/金利の一部（例えば、発行額の0.2%相当額）を、発行企業/借入企業が指定する学校教育支援、児童福祉支援、就労支援、医療・健康保健支援、環境保全、地方創生などに取り組む学校や施設、自治体等の団体に寄付・物品寄贈する私募債の引受/融資。
環境格付私募債	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全に積極的に取り組む企業に対し、独自の環境格付(CO₂排出量の削減、環境配慮製品・サービスの実績、リサイクル、コンプライアンス等により評点化)に基づき、金利を優遇する私募債を引受。
利子優遇融資	<ul style="list-style-type: none"> ・成長が見込まれる創造的事業や、持続可能な社会づくりに貢献可能な社会的課題の解決につながる事業（中小企業・個人）、ESG/SDGsに取り組む法人・個人に対し、金利を優遇して融資。
震災対応融資	<ul style="list-style-type: none"> ・震災発生に備えた事業継続対策（BCP）等に取り組む事業者、被災した事業者や農家等に対し、金利を優遇して融資。震災発生時に元本の全部又は一部を免除する融資。 ・罹災者に対し、住宅の新築・修繕等にかかる資金を金利を優遇して融資。
ESG投資信託	<ul style="list-style-type: none"> ・ESG課題等への取り組みを通じて企業価値の向上が期待される企業の株式に投資する投資信託商品の取扱い。自行が受け取る信託報酬や販売手数料等を社会課題の解決に取り組む団体等に寄付。
グリーンボンド	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー・省エネルギー事業など、地球環境への貢献が期待されるプロジェクトに資金使途を制限した債券の発行や引受。
寄付型預金	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援、環境保全、災害復興、スポーツ振興などに取り組む団体等に対し、預金元本の一部を自行が寄付したり、預金者が受け取る利息の一部を寄付する預金。
ポジティブ・インパクト・ファイナンス	<ul style="list-style-type: none"> ・国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」に即した資金使途を特定しない事業会社向け融資。

目 次

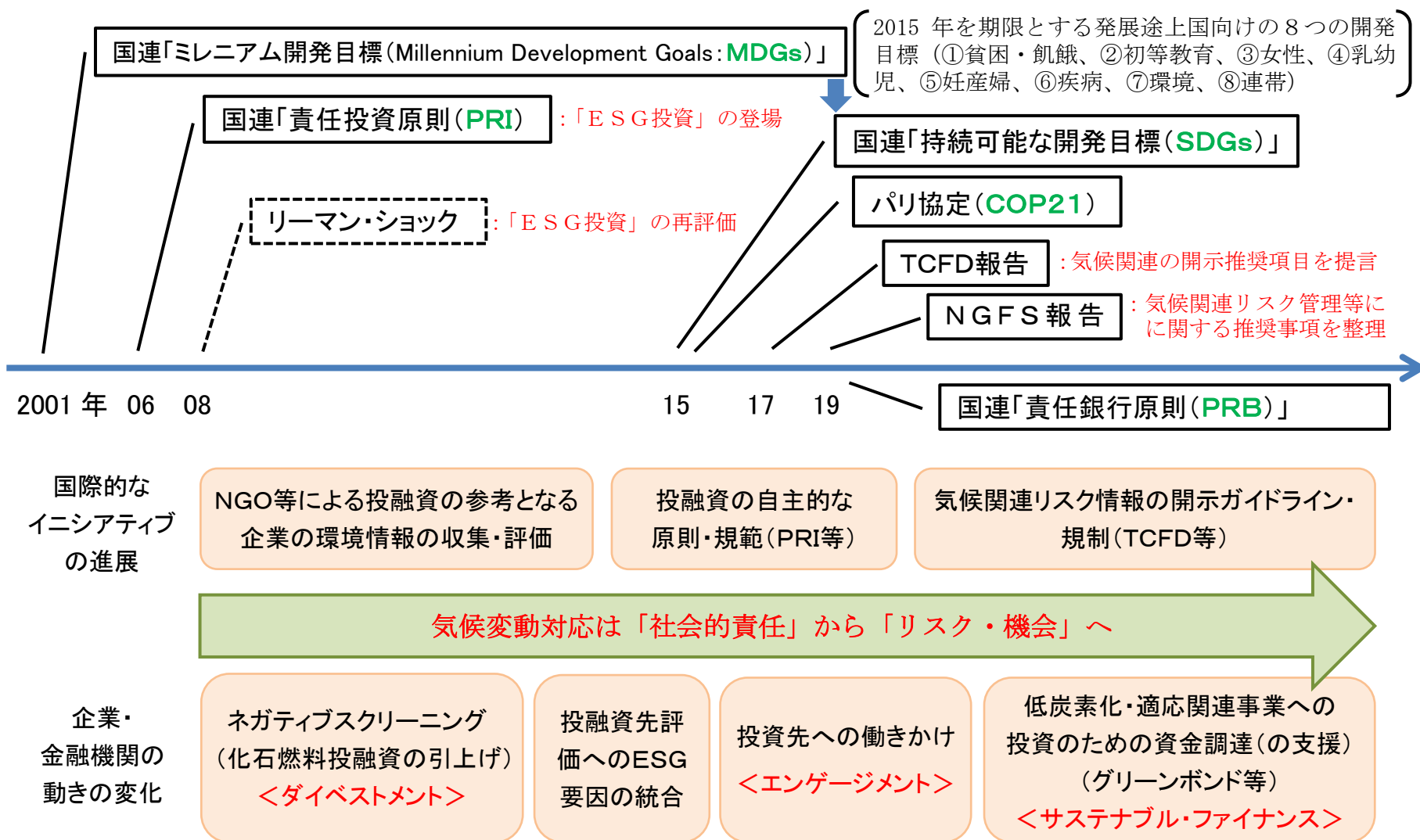
1. はじめに

2. SDGs/ESG金融を巡る国際的な動向

3. SDGs/ESG金融を巡る国内の動向

4. SDGs/ESG金融に関するワークショップ
の様相（2019年6月、日本銀行主催）

(1) SDGs/ESG金融を巡る国際的な潮流



(出所) 経済産業省資料等から作成

(2) 国連「責任投資原則(PRI)」

- 2006年4月、アナン国連事務総長(当時)の提唱により、国連環境計画・金融イニシアティブと国連グローバル・コンパクトが「責任投資原則(PRI: Principles for Responsible Investment)」を公表。
- PRIは、投資家に対し、企業分析・評価を行う上で長期的な視点を重視し、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)情報を考慮した投資行動をとることを求めている。
—— 2019年3月末の署名機関は2,372先。2015年、本邦GPIFが署名。

▽責任投資原則(PRI)

原則1	私たちは投資分析と意思決定のプロセスにESGの課題を組み込みます
原則2	私たちは活動的な(株式)所有者になり、(株式の)所有方針と(株式の)所有慣習にESGの課題を組み入れます
原則3	私たちは、投資対象の主体に対してESGの課題について適切な開示を求めます
原則4	私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけを行います
原則5	私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために、協働します
原則6	私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します

(出所)PRI

(3) 国連「持続可能な開発目標(SDGs)」

- 2015年9月、国連持続可能な開発サミットで、「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択。
- 本アジェンダは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17の「持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)」を設定。国連加盟国は、2030年までに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会などの諸目標を達成するべく尽力することになった。



(出所) 国際連合広報センター

(出所) Stockholm Resilience Centre, Stockholm University

(参考)SDGs(17の目標)

目標1 (貧困)	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2 (飢餓)	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3 (保健)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4 (教育)	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標5 (ジェンダー)	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
目標6 (水・衛生)	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標7 (エネルギー)	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標8 (経済成長と雇用)	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
目標9 (インフラ、産業化、イノベーション)	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標10 (不平等)	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標11 (持続可能な都市)	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標12 (持続可能な生産と消費)	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13 (気候変動)	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14 (海洋資源)	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15 (陸上資源)	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標16 (平和)	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標17 (実施手段)	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

(出所)国際連合広報センター

(4) パリ協定(2°C目標)

- 2015年12月、196か国が参加するCOP21(気候変動枠組条約第21回締結国会議)で、「パリ協定」を採択。
- 世界的な平均気温の上昇幅を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力をすること(2°C目標)で合意。なお、米国は現トランプ政権が協定からの脱退を正式表明。

—— 日本政府は、2030年度の温室効果ガスの削減目標を、13年度対比で26.0%減とし(中期目標)、長期的な目標として、2050年までに80%の削減を目指す方針。

(5) カーニー・金融安定理事会 (Financial Stability Board) 議長の講演

- 2015年9月、FSB・カーニー議長は「気候変動は、①物理的リスク、②賠償責任リスク、③移行リスクの3つの経路を通じて、金融システムの安定を損なうおそれがある」と講演。

物理的リスク	現在の保険負債への影響と、財を損傷したり、貿易を混乱させる洪水や暴風雨などの気候・天候関連事象から生じる金融資産価値への影響
賠償責任リスク	気候変動の影響から損失を受けた当事者が、彼らがそれに責任を負うべきとする者からの補償を求める場合に、将来発生し得る影響
移行リスク	低炭素経済への移行に伴い生じ得る金融リスク(資産価値の再評価による損失発生リスク)

(6) TCFD (Task Force on Climate-Related Financial Disclosures)

- 2015年12月、FSBはG20からの要請を受け、気候関連財務ディスクロージャータスクフォース(TCFD)を設置。
 - ブルームバーグ元NY市長を座長とし、業種・国境横断的に招集された民間有識者32名から構成。
- TCFDは、2017年6月、金融・非金融を問わず、全ての企業に対して自主的な開示を促す提言を公表。具体的には、自社の気候関連リスク・機会を評価し、経営戦略・リスク管理への反映、財務影響を把握、開示することを求めている。
 - 世界で922機関、本邦では212機関が賛同を表明(2019年12月13日時点)。

(7) NGFS (Network for Greening the Financial System)

- 2017年12月、英仏中蘭などを中心に、気候変動リスクへの金融監督上の対応を検討する中央銀行・金融監督当局の国際的なネットワークとして、NGFSを設立。
 - NGFSでは、①金融機関の監督に気候変動をどのように取り入れていくべきか、②気候変動が金融システム全体に与える影響をどう評価するか、③低炭素経済と統合的な金融を拡充していくうえでの課題などについて議論。
 - 当初、8か国の中銀・当局で発足。54のメンバーと12のオブザーバーが参加(2019年12月12日時点)。本邦からは金融庁、本行が参加。

(8) 国連「責任銀行原則: PRB」(Principles for Responsible Banking)

- 2019年9月、「責任投資原則(PRI)」の銀行版として、国連環境計画・金融イニシアティブが提唱した「責任銀行原則(PR B)」が発効。
 - 本邦では、3メガFGと三井住友信託が署名。

(9) 欧州当局の対応

- 欧州では、「持続可能な社会の実現のため、金融面でも包括的な対応が必要」との考え方のもと、欧州委員会主導で、サステナブル・ファイナンス(気候変動などの環境問題や付随リスクを踏まえたサステナブルな経済活動への投資)を促すための対応が進められている。

—— 例えば、①アクションプラン(2018年3月)、②関連法案(タクソノミー、サステナビリティ指標、機関投資家等の義務の法制化)(2018年5月)、③開示ガイドラインの改訂案(2019年3月)を公表。

- 英国では、BOE(PRA)が、気候変動の保険・銀行セクターへの影響分析を行ったうえで、2019年4月、①ガバナンス、②リスク管理、③シナリオ分析、④開示にかかる監督上の期待や目線を示すため、「銀行・保険会社における気候変動リスク管理に関する監督指針」を制定。

目次

1. はじめに

2. SDGs/ESG金融を巡る国際的な動向

3. SDGs/ESG金融を巡る国内の動向

4. SDGs/ESG金融に関するワークショップの模様（2019年6月、日本銀行主催）

(1) 政府

- 2016年5月、内閣総理大臣を本部長、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部を設置。
- 「SDGsアクションプラン2020」(2019年12月)では、「SDGsを原動力とした地方創生」等が掲げられている。



(出所) 内閣府

(2) 環境省

- 2011年10月、環境省の支援のもと、「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（通称：21世紀金融行動原則）」が採択された（2019年9月現在、281機関が署名）。
- 2018年1月、「ESG金融懇談会」を設置し、7月に提言「ESG金融大国を目指して」を取り纏め。同懇談会には、環境金融の専門家のほか、幅広い金融関係団体が参加。

（ESG金融懇談会提言の前文）

パリ協定とSDGsが目指す脱炭素社会、持続可能な社会に向けた戦略的なシフトこそ、我が国の競争力と「新たな成長」の源泉であるとの認識の下、直接金融において先行して加速しつつある投資をさらに社会的インパクトの大きいものへと育むとともに、間接金融においても地域金融機関と地方自治体等の協働と、グローバルな潮流を踏まえた金融機関の対応によりESG融資を実現する必要があることを確認した。そのために、自らが各々の役割を果たすと同時に、国も必要な施策を講ずるよう提言する。

（出所）ESG 金融懇談会提言～ ESG 金融大国を目指して～

(3) 金融庁

- 金融庁は、2018年6月「金融行政とSDGs」を公表。この中で、「SDGsは、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大を目指すという金融行政の目標にも合致するものであり、金融庁としてもその推進に積極的に取り組む」と表明。

—— 「SDGs推進のために各経済主体や金融市場における経済合理性が歪められることは適切ではなく、金融庁としては、SDGsやESG金融の動きが、中長期的な投融資リターンや企業価値の向上につながる形で実現されるよう、各経済主体の自主的な対応を引き出すことを基本的な方向性とする」としている。

(4) 経済産業省

- 経済産業省は、金融庁とも連携し、日本企業の気候変動対策への貢献や強みを「見える化」し、積極的に情報発信していくことを促すため、「TCFD研究会」を設置（2018年8月）。TCFD提言に基づく開示を進めるためのガイダンスを策定（2018年12月）。

—— 自主的開示に取り組む企業や投資家が開示のあり方を議論するため、2019年5月に設立された民間主体の「TCFDコンソーシアム」について、経済産業省はオブザーバーとして参加。

(5) 日本経済団体連合会(経団連)

- 経団連では、2017年11月に「Society5.0 for SDGs」を柱として企業行動憲章を改定し、会員企業に取り組みを促している。

(6) 全国銀行協会

- 全銀協では、2018年3月、SDGsなどへの関心の高まりを踏まえ、「行動憲章」を改定し、「全国銀行協会におけるSDGsの推進体制、および主な取組項目について」を公表。
—— 改定後の行動憲章において、①「持続可能な社会の実現に向けた責務」として、環境問題、人権問題等の課題への対応や、そのためのガバナンス体制構築の重要性、②持続可能な社会実現のための金融機関等によるサポートの重要性を記載したほか、③「人権の尊重」に関する規定を新設。

(7) 日本証券業協会

- 日証協では、2017年9月、「証券業界におけるSDGsの推進に関する懇談会」を設置。2018年3月に、SDGs推進に関する明確なコミットメントを対外的に表明するため、「SDGs宣言」を発表。

目次

1. はじめに

2. SDGs/ESG金融を巡る国際的な動向

3. SDGs/ESG金融を巡る国内の動向

**4. SDGs/ESG金融に関するワークショップ
の様相（2019年6月、日本銀行主催）**

(1) ワークショップの概要(2019年6月11日開催)

I. 開会挨拶

菅野 浩之
(日本銀行 金融機構局 審議役 金融高度化センター長)

II. プレゼンテーション

- ①「全銀協およびSMBCグループの取組」
末廣 孝信 氏(三井住友フィナンシャルグループ 企画部サステナビリティ推進室長)
- ②「地域社会の未来を描くSDGsへの取り組み」
嶋崎 良伸 氏
(滋賀銀行 総合企画部 広報室長 兼 CSR室長)
- ③「浜松いわた信用金庫のSDGs推進について」
堀崎 慎一 氏
(浜松いわた信用金庫 理事 SDGs推進部長)
- ④「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言『金融機関が知っておくべきこと、やるべきこと』」
山田 和人 氏(グリーン・パシフィック 代表取締役社長)

III. パネル・ディスカッション

<パネリスト>

末廣 孝信 氏
嶋崎 良伸 氏
堀崎 慎一 氏
山田 和人 氏
芝川 正 氏(環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室 室長)
中空 麻奈 氏(BNPパリバ証券 グローバルマーケット統括本部市場調査本部長)

<論点整理>

菅野 浩之

<モデレータ>

山下 裕司(日本銀行 金融機構局 金融高度化センター 副センター長)

* 所属および役職はワークショップ開催当時。

(2) 本ワークショップの目的

- 世界的な潮流として、SDGsやESGを踏まえた金融の動きが拡大。金融機関は、貸出などを通じてあらゆる業種・規模の産業と繋がっており、なおかつ、影響を及ぼし得る立場であり、人々からの期待も大きい。
- 一方、SDGsの目標は、壮大かつ広い範囲に亘る。個々の金融機関が取り組みを進めるうえで、具体的に何から手を付ければ良いか、その他の経営目標やリソース面の制約とどのように折り合いをつけていけば良いかといった点で悩み。



【本ワークショップの目的】

金融機関としてのSDGs/ESG金融への向き合い方を探り、具体的な取り組みを進めていく際の材料を提供。

(3)プレゼンテーション①(SMBCグループ)

「全銀協およびSMBCグループの取組」

末廣 孝信 氏

(三井住友フィナンシャルグループ 企画部 サステナビリティ推進室長)



(3)プレゼンテーション①(SMBCグループ)

■ サステナビリティ経営の加速に向けた取組

サステナビリティ強化に関する組織変更

- 2018年10月、持続可能な社会の実現に向け、グループ CEOを委員長とする「サステナビリティ推進委員会」設置
- 「CSR 室」を「サステナビリティ推進室」に組織改編
- 経営トップの強いコミットメントの下、従来の CSR 活動をさらに深化させる形で、サステナビリティ経営を加速

SMBCグループのサステナビリティ推進体制



SMBC日興証券におけるSDGsへの対応

- 2018年9月、SMBC日興証券では、環境問題や社会問題の解決を目的とした資金調達の支援や、更なる投資機会の提供を目的に、資本市場本部門内に「SDGsファイナンス室」を設立
- グリーンボンドをはじめとする社会問題の解決に資するファイナンスにも積極的に取り組んでおり、こうした取組みをより一層進展させ、社会問題の解決に資するファイナンスニーズの捕捉及び、ESGの推進を図る

責任銀行原則 (PRB) への賛同表明

- 2019年2月、「国連環境計画・金融イニシアチブ」が提唱する「責任銀行原則」(PRB: Principles for Responsible Banking) への賛同を表明
- 邦銀における賛同表明は、三井住友信託と当社の2社のみ(2019/4/末時点)
- 本原則を通じて、SDGsやパリ協定などの環境・社会的目標と整合した取組を推進

(3)プレゼンテーション①(SMBCグループ)

SMBCグループとして取り組むべき重点課題

SMBCグループは、重点課題として定める3つのテーマ「環境」「次世代」「コミュニティ」を通じて、SDGsの達成に貢献していきます

 環境	 次世代	 コミュニティ
   <h3 style="color: green;">2030年に向けた当社のありたい姿</h3>		
<p>持続可能な社会の実現に向け、 すべての人々の暮らしの 礎となる地球環境の保全に取り組む 金融グループ</p>	<p>活力溢れる未来の実現に向け、 すべての人々の能力向上、 特に金融リテラシーの普及および 定着を牽引する 金融グループ</p>	<p>誰もが参画できる コミュニティの実現に向け、 すべての人々へ安心・安全を提供する 金融グループ</p>
<p>注力するSDGs</p>	<p>注力するSDGs</p>	<p>注力するSDGs</p>
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>
<p>取り組むべき項目</p>	<p>取り組むべき項目</p>	<p>取り組むべき項目</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 環境ビジネスの推進 ● 環境リスクへの対応 ● 環境負荷軽減への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ● 成長産業分野への支援 ● 新興国の社会課題への対応 ● 金融リテラシー教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 安心・安全なまちづくりの実現 ● 各種連携による社会包摂の推進 ● 大規模災害被災地への支援
<h3 style="background-color: #004a99; color: white; padding: 5px;">経営基盤</h3>		
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>		

(3) プレゼンテーション① (SMBCグループ)

■ ソーシャルインパクトボンド、ESG/SDGs商品提供への取組

ソーシャル・インパクト・ボンドへの取組

- 三井住友銀行とSMBC信託銀行は、日本初となる本格的な「ソーシャル・インパクト・ボンド」を通じて、神戸市が導入する医療プログラムの資金調達をサポート
- この一連のスキームにより、事業を通じた様々な社会的課題の解決に繋がる貢献を実現

ソーシャル・インパクト・ボンドの仕組み



様々なお客さまへESG/SDGs商品を提供

ESG/SDGs評価型融資/シンジケーション

- ご融資の際、SMBCグループの日本総研より、お客さまのESG/SDGsの取組や情報開示の状況について評価
- 評価結果や今後の更なる取組推進に向けた提言等を「診断シート」とフィードバックを通じてご提供
- シンジケートローン組成の際、ESG/SDGsの評価結果を用いて参加行を呼びかける取組も開始

SDGs 経営計画策定支援

- 三井住友銀行と東京都の連携による商品
- 本融資制度を申し込みの際に、お客さまにSDGs経営計画を策定いただき、保証が承認された場合、東京都より信用保証料が一部補助される仕組み
- 借入の期中において、お客さまの計画の進捗状況をお伺いし、SDGs経営計画達成に向けたご支援を行う

世界インパクト投資ファンド ＜愛称: Better World＞ (公募投資信託)

- 主に世界の株式の中から社会的な課題の解決にあたる革新的な技術やビジネスモデルを有する企業に実質的に投資
- 本商品への投資を通じて、企業の中核的な事業を通じた社会への貢献を応援すると同時に、SDGsの達成を応援

(3)プレゼンテーション①(SMBCグループ)

TCFD (気候変動財務情報開示タスクフォース) 提言への対応

- 気候変動シナリオ分析を実施し、気候関連リスクに伴う影響を試算。
単年度財務に与える影響は限定的 (与信関係費用への影響: 年平均▲10億円程度)
- 石炭火力発電および炭鉱採掘への融資に対する環境社会リスク管理を強化

TCFD提言に沿った取組 19/4月 プレスリリース

ガバナンス	<ul style="list-style-type: none">● 「グループ環境方針」の制定● グループCEOを委員長とする「サステナビリティ推進委員会」を設置し、気候変動対応を経営戦略に反映
戦略	<ul style="list-style-type: none">● 物理的リスクにおける気候変動シナリオ分析の実施<ul style="list-style-type: none">● RCP*1 2.6シナリオ (2℃シナリオ)、RCP8.5シナリオ (4℃シナリオ) の下での水災発生時における想定与信関係費用について、SMBCの国内事業法人を対象に分析● 2019年から2050年に累計▲300~400億円程度 (年平均▲10億円程度) となる見込● 将来的な座礁資産化影響の分析を検討● 再生可能エネルギーファイナンスの積極的な取組、グリーンボンドの発行
リスク管理	<ul style="list-style-type: none">● エクエーター原則に基づく環境社会リスク評価を実施● 石炭火力発電および炭鉱採掘へのファイナンスを管理<ul style="list-style-type: none">● グループ各社における石炭火力発電等への事業別方針の導入● 炭鉱採掘への融資に対し、環境社会リスク評価を実施する範囲を拡大 (SMBC)
指標と目標	<ul style="list-style-type: none">● 温室効果ガス排出量を開示

(3)プレゼンテーション②(滋賀銀行)

「地域社会の未来を描くSDGsへの取り組み」

嶋崎 良伸 氏
(滋賀銀行 総合企画部 広報室長 兼 CSR室長)



(3)プレゼンテーション②(滋賀銀行)

なぜ SDG s に取り組むのか

1. SDG s はビジネスチャンス

- ・革新的なソリューションや抜本的な変革による利益増大
- ・ビジネスモデルの変換

⇒社会貢献活動から、本業による**課題解決型ビジネス**へ

2. 企業価値の向上に資する

- ・イノベーションの発揮、新たなビジネスモデルの構築
- ・資源の効率的利用による生産性の向上

3. ステークホルダーとの関係強化・協働

- ・環境（Environment）、社会（Social）、企業投資（Governance）に配慮している企業を重視・選別して行う投資（ESG投資）が活発化
- ・SDG s を経営に統合することで、すべてのステークホルダーとの協働を強化
⇒レピュテーションリスクが低減

SDGsに取り組まない企業は **“生き残れない時代”**へ

(3)プレゼンテーション②(滋賀銀行)

しがぎんSDGs宣言

持続可能な社会の実現に向けて「しがぎんSDGs宣言」を表明

地銀初



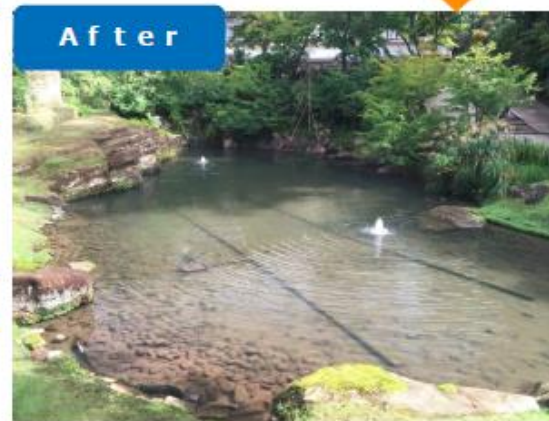
SDGsを
活用して
CSR経営
をさらに深化



(3)プレゼンテーション②(滋賀銀行)

滋賀銀行の取り組み事例

- 株式会社A社（滋賀県草津市）は、平等院鳳凰堂の阿字池（宇治市）や円覚寺の妙香池（鎌倉市）の水質を浄化した実績を持つ。
- 当行は「ニュービジネスサポート資金（SDGsプラン）」第1号を実行し、持続可能な社会に貢献する事業をサポート。
- 同社はさらに、水質浄化技術を応用した陸上養殖事業に挑戦。当行は「しが6次産業化ファンド」を通じた出資により支援。



(3)プレゼンテーション②(滋賀銀行)

今後の課題

1. 経営に統合できるか

- 1) 経営のリーダーシップ (トップダウン)
- 2) 営業推進、人事体系の一体化
- 3) 役職員の教育
- 4) お客さまへの理解、地域の理解

2. 新しいビジネスモデルが創造できるか

3. 中長期的な視点と短期視点とのバランス

- 1) バックキャストとフォアキャストの融合
- 2) PDCAサイクル

(3)プレゼンテーション③(浜松いわた信用金庫)

「浜松いわた信用金庫のSDGs推進について」

堀崎 慎一 氏

(浜松いわた信用金庫 理事 SDGs推進部長)

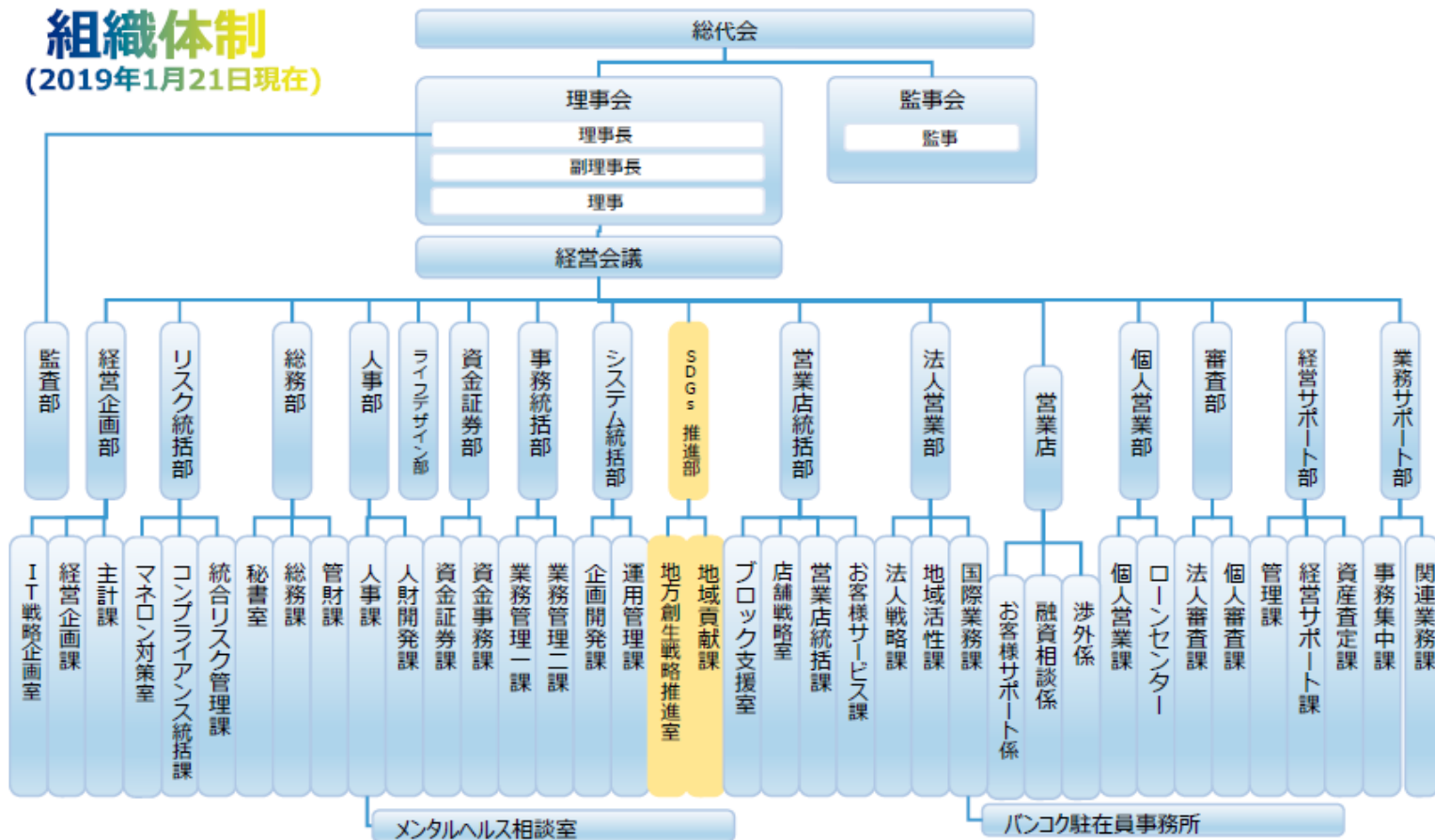


(3)プレゼンテーション③(浜松いわた信用金庫)

あなたの夢に、追い風を。

HAMAMATSU IWATA SHINKIN BANK

組織体制 (2019年1月21日現在)



(3)プレゼンテーション③(浜松いわた信用金庫)

あなたの夢に、追い風を。

HAMAMATSU IWATA SHINKIN BANK

SDGs行動宣言 「ユニバーサルバリュー宣言」

1. 人を大切にする
2. 地域を大切にする
3. 地域への取組みを通じて世界の課題と向き合う
4. 取組みの裾野を広げる

(3)プレゼンテーション③(浜松いわた信用金庫)

あなたの夢に、追い風を。

HAMAMATSU IWATA SHINKIN BANK

当金庫におけるSDGs活用イメージ

金庫(職員)	働き方改革、ジェンダー平等などの取組みは、働きがい・生きがいを創出するとともに、企業イメージの向上、人材確保につながる。
金融	SDGs視点の融資推進、商品開発、ファンド創設等の取組みは、地域課題の解決に、ESG投資は、世界的な社会課題、環境問題の解決につながる。
地方創生・地域活性化	SDGsは、地域が直面する課題と重なっており、金庫は産学官連携の要となって課題解決に取り組む。
取引先支援	大手企業によるSDGs視点のサプライヤー選別の動きはすでに始まっており、取引先に対する啓発活動は金庫の使命。また、知財活用等による取引先の新たな事業機会創出の支援に取り組む。

当金庫におけるSDGs推進の考え方

地方創生・地域活性化を核としつつ、経済価値を創出しながら、社会課題等の解決を促進する視点をもって経営を行うことにより、地域と金庫の持続的成長を実現する。

⇒ SDGs推進には、全役職員の理解と部門横断的な取組みが必要

(3)プレゼンテーション③(浜松いわた信用金庫)

あなたの夢に、追い風を。

HAMAMATSU IWATA SHINKIN BANK

行動宣言に基づくSDGsアクションの方向性

- ✓ 働き方・生き方改革の推進
- ✓ 行政等との連携
- ✓ 取引先支援の強化
- ✓ 商品・サービスの開発
- ✓ ESG地域金融の推進
- ✓ ESG投資の推進
- ✓ 環境マネジメントの推進
- ✓ 職員向け啓発活動の実施
- ✓ 取引先への普及活動の実施
- ✓ 適切な情報発信の実施

(3)プレゼンテーション④(グリーンパシフィック)

「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言
『金融機関が知っておくべきこと、やるべきこと』」

山田 和人 氏
(グリーン・パシフィック 代表取締役社長)



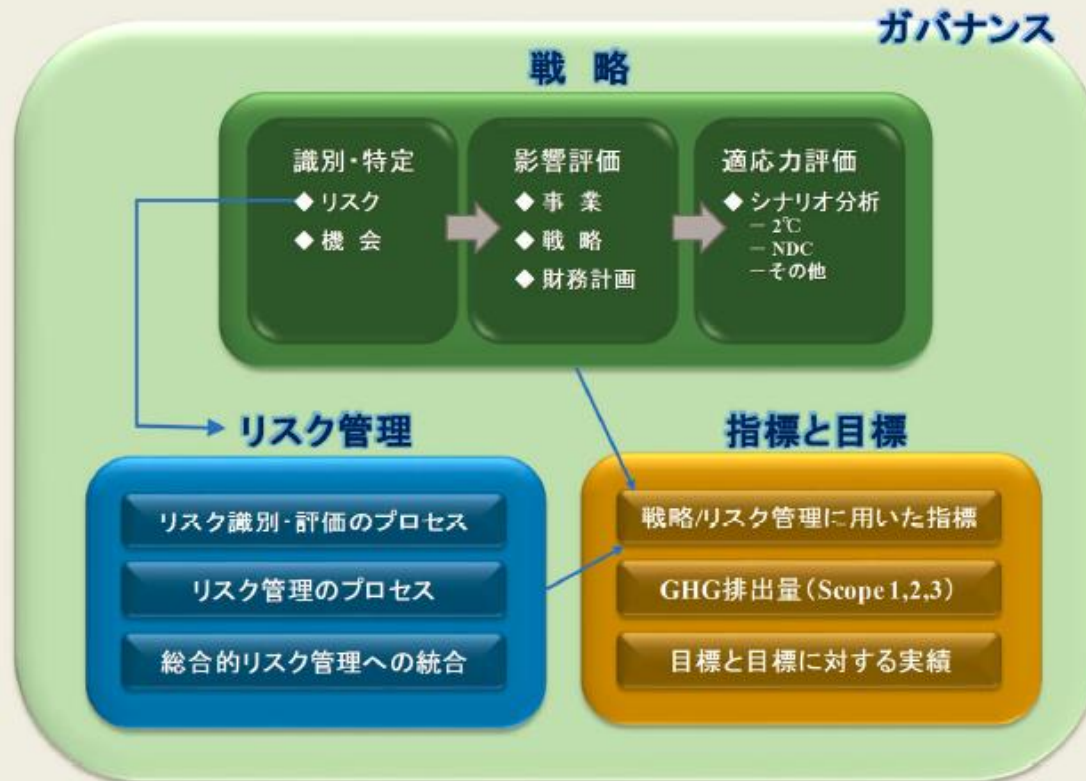
(3)プレゼンテーション④(グリーンパシフィック)

A. TCFD提言とは？ -TCFD提言の背景-

- 金融安定化理事会(FSB)は、「**気候変動問題**」をリーマンショック以降の「**金融市場を不安定化させる潜在的要因**」と捉えている。
- FSBは、気候変動のリスクにさらされる**資産の評価と配分**を、金融セクターが適切に行うために、事業会社が抱える**気候変動のリスクと機会**の評価が可能かつ一貫性を有する**基準と枠組**の構築をTCFDに求めた。
- つまり、FSBは事業会社の低炭素社会への**移行計画の信頼性や実施能力、保有する炭素関連資産や負債**について、**金融セクターが正確に評価**できるように、金融セクター側から見て一貫性と比較可能性を有する財務情報開示システムの構築に乗り出した、と解釈できる。
- 金融セクターの上位目標は「気候変動が生じても、金融市場が安定していること」である。その背景に、「**燃やせない炭素**」→「**座礁資産**」→「**投資引きあげ**」がある。
- TCFDの32名のメンバーのうち24名が金融セクターからの参加。非金融セクターは、TATA以外は全て欧米に本拠地を置く製造業、エネルギー関連企業。つまり、TCFDは、**欧米(特に欧州)の金融セクター主導**。

(3)プレゼンテーション④(グリーンパシフィック)

A. TCFD提言とは？ -4つのテーマ-



(3)プレゼンテーション④(グリーンパシフィック)

B. TCFD提言からの大事なメッセージは？

- 銀行：
 - 銀行は、自らの操業はもちろん、融資等の金融仲介活動を通じて、**気候関連リスク/機会の影響を受ける。**
 - 気候関連リスクに直接晒される企業(例：**化石燃料生産者、化石燃料大量消費者、不動産所有者、農業/食品系企業**)への融資や証券取引がある銀行は、与信や株式所有を通じて気候関連リスクが蓄積する可能性がある。
 - 特に、**大規模化石燃料生産者**や**消費者の信用リスクや株式リスク**は、銀行の財務報告における開示または記載に値するリスクとなりうる。
 - また、低炭素/省エネの市場が成長するに従い、銀行は融資・投資ビジネスにおいて重大な影響を受けるようになる可能性がある。
 - さらに、銀行は資金調達活動に関連した**訴訟や損害賠償**の請求等の法的手段をとる団体から訴訟を受ける可能性がある。
 - 投資家、貸付業者、保険会社等は、より良い情報に基づいた財務上の決定を行うために、銀行が受ける気候関連の影響やリスクのプロファイルを識別できるようになる必要がある。

※気候関連財務情報開示に関する提言の実施に向けて(TCFD:2017)より抜粋

(3)プレゼンテーション④(グリーンパシフィック)

F. 金融機関がやるべきことは？

- ① 自行内におけるTCFD提言の認知度向上、対応に向けたコンセンサスの醸成
- ② 投融資先の企業との「対話」において、企業のTCFD提言の対応状況・程度を把握
- ③ TCFD提言対応に関する投融資先の企業の評価
 - リスクだけでなく機会にも要注目(大量排出者のみでなく、「チャンスメーカー」に着目)
 - 金融機関が簡単に、かつ扱いやすい評価手法の開発が必須
- ④ 自行の開示用報告書(統合報告書、CSRレポート等)への活動成果の挿入

(4) パネルディスカッション

▽論点

- ① 金融機関に固有の取り組みとして、最初に何から手をつけるか。その際に、何が重要な判断材料となるか。
- ② 金融機関にとっても息の長い取り組みとするため、どのように、経営や実務に落とし込むか。
- ③ 投資家のほか、借手企業や自治体など、ステークホルダーとのコミュニケーションの質をどのようにして高めるか。



【論点①】金融機関に固有の取り組みとして、最初に何から手をつけるか。
その際に、何が重要な判断材料となるか。

発言者	内容
浜松いわた信用金庫 堀崎氏	地元の大手企業には、スズキやヤマハ発動機などがある。当金庫の取引先は、これらの大手企業の下請け企業が多い。こうした大手企業では、CSRの行動基準を持ち、国連グローバル・コンパクト(UNGC)に署名して、SDGsに取り組んでいる先もある。そうした中で、当金庫では、取引先である下請け企業がSDGsの流れから取り残され、いつの間にか取引を切られることを懸念し、こうした大手企業に、下請け企業に対してSDGs等の観点から取引上の要請を行っているかを確認。当金庫は、 <u>取引先の下請け中小企業に対してSDGsの取り組みの必要性を、しっかり啓発していかねばならない</u> と考えている。
滋賀銀行 嶋崎氏	<u>SDGsに取り組むに当たり、「SDGsコンパス」に沿って、組織にSDGsを浸透させる計画を練った。最初は、経営層のSDGsに対する理解を深めることに腐心した。</u> 外部の有識者を招聘し、世界的な潮流、当行の活動とSDGsの結び付きなどについて、勉強会を何度も開催。経営層がSDGsの理解を深めた後、2017年11月に「しがぎんSDGs宣言」を発表した。このように経営トップがSDGsの推進について方向性を示したうえで、行員の意識改革に取り組んだ。
三井住友フィナンシャルグループ 末廣氏	まず1つ目は、「 <u>経営層を始め社内で世界の潮流を知ってもらい、推進上の理解を求めること</u> 」である。当社では、国連がSDGsの推進に関して5兆ドルから7兆ドルの資金が動く試算していることに依拠し、「この資金の流れをビジネスチャンスとして捉えるべきである」と説明。2つ目は、「 <u>マッピング</u> 」である。 <u>自行の業務がSDGsの17目標のどこに該当するかをマッピングすることにより、何に注力するべきかが明確になる。ただし、自行が現在行っている業務を継続しても、新しいビジネスは生まれません。白地から考え直すことが大事</u> である。

【論点①続き】金融機関に固有の取り組みとして、最初に何から手をつけるか。その際に、何が重要な判断材料となるか。

発言者	内容
環境省 芝川氏	本省も「SDGsやESG 金融について、具体的に何をやれば良いか」との質問を多く受ける。このため、2019年3月、公開情報として取得できる地域金融機関の融資事例から10件程度を抽出し、「事例から学ぶESG金融のあり方」を作成した。金融機関へのヒアリングなどを通じて、 一般的と思われる融資の中にもESG金融に該当する案件が多く存在 することが判明した。ESG金融は、別次元のものではなく、身近な地域課題を地道に解決する融資といえる。
BNPパリバ証券 中空氏	SDGs やESG金融に初めて取り組む際、「 SDGsやESG金融に関心があることを世の中に表明すること 」が まずは得策 である。そして、「 銀行の業務をSDGsと関連付けること 」が 次のステップ となる。その過程で、今、何をしているか、何が関心事であるか、自分たちはどう考えているかが明確になり、マテリアリティ(重要事項)が浮かび上がる。SDGsへの紐付けが終われば、かなりのステップが達成される。
グリーン・パシフィック 山田氏	地域金融機関が最初に取り組むべきことは、 気候変動をチャンスと捉えている中小企業を支援すること である。気候変動問題への対応というと、再生可能エネルギー、省エネ活動に注目が集まりがちであるが、土地利用、農林水産業、途上国支援など、実はかなり幅が広い。森林破壊が世界のCO2排出量の2割を占めているため、土地利用等に関する地元企業を支援することは効率の良いアプローチである。

【論点②】金融機関にとっても息の長い取り組みとするため、どのように経営や実務に落とし込むか。

発言者	内容
滋賀銀行 嶋崎氏	株主である投資家に「SDGsの経営への統合」を説明することは難しい。環境、気候変動、地球温暖化への取り組みは、短期的でなく中長期的な視点で評価しなければならない。しかし、現状、経済活動は四半期決算で評価されるため、気候変動等の中長期的な視点とは時間軸が異なる。 今後重要となる中長期的な課題解決は、中長期的な目線で見なければならない。 各期に当期利益をあげなくて良いわけではないが、 通常の活動に中長期的な視点を組み込み、短期と長期のバランスを取ることが重要 である。
BNPパリバ証券 中空氏	当グループは、収益力がそれほど強くなかった時期にSDGsへ傾倒した印象。ビッグデータ時代の到来を踏まえ、SDGsやESG 金融に新しいビジネスチャンスを求めたからである。
環境省 芝川氏	金融機関が留意すべき点は、 SDGsや ESG金融の取り組みを形骸化させないこと である。これまで、環境や地方創生は一時的なブームで終わることが多かった。金融機関には、SDGsや ESG金融をブームで終わらせないため、形式的な対応に終始することなく、 勉強会などを通じてノウハウ蓄積を続け、組織文化として浸透を図ることが 求められている。
浜松いわた信用金庫 堀崎氏	当金庫の意識改革や人材育成に関する取り組みを紹介したい。当金庫では、合併に際してSDGsを経営の根幹に据えることにしたが、SDGsに取り組むに当たり、 職員が腹落ちすることが必要 と考えた。当金庫は、毎年、理事長が自ら経営計画や方針を職員に話す機会を設けており、ここで理事長に直接話してもらうことにした。今年度は、17回に亘って説明会が開催されたが、ある回の質疑応答で、ある職員が「当信用金庫がSDGsに取り組むことは素晴らしい。SDGsは地域金融機関として当然に取り組むべきことであり、自分としても携われることが嬉しい」と自分の言葉で滔々と意見を述べた。私(堀崎氏)も、こうした発言があったことを聞いて、大変嬉しく感じた。

【論点③】投資家のほか、借手企業や自治体など、ステークホルダーとのコミュニケーションの質をどのようにして高めるか。

発言者	内容
グリーン・パシフィック 山田氏	TCFD提言に基づく開示に取り組むに当たっての最悪のシナリオは、開示が進んだにもかかわらず、気候変動問題への対応は全く進まないことである。息の長い取り組みの中にうまく開示を入れ込むためにはどうすれば良いかが重要なポイントである。 <u>SDGsの世界では、「全員が、加害者であり、かつ被害者でもある」との観点に立ち、従来の対立の視点を乗り越えて取り組んでいく必要がある</u>
BNPパリバ証券 中空氏	世間では、TCFD提言に基づく開示やシナリオ分析を行うのは面倒と感じる方も多いかもしれない。しかし、カリフォルニアの電力会社であるPG&E (Pacific Gas and Electric) は、世界で初めて、ESGに関するリスクが顕現化してデフォルトしたと言われている。同社は、2017～18年に発生したカリフォルニアの山火事について、同社保有の送電線からの出火が原因であるとする訴訟を起こされ、その負担に耐えられずに、米国連邦破産法11条を申請した。樹木が生い茂る地域において、気温が大きく上昇し、乾燥状態が続けば、出火の可能性は高くなる。同社は、シナリオ分析を基に、スプリンクラーを設置するなどの防火対策を講じていれば、デフォルトを避けられたのではないか。今後、上司がTCFDの開示をやらなくても良いと考えているような場合には、PG&Eの事例を説明することが有効である
三井住友フィナンシャルグループ 末廣氏	<u>SDGs やESG金融に携わる本部職員は、企業を訪問する営業現場の担当者との連携を密にすることが大事</u> である。SDGs やESG金融に関心がある企業は非常に多いと聞く。今後、そうした企業とコミュニケーションをとるケースが増えるため、我々として何が出来るかを考えていく姿勢が求められる。その際、お客様と実際に対話する営業現場の担当者の知見が重要。
滋賀銀行 嶋崎氏	当行では、 <u>TCFD提言に基づく開示について、5月に経営層と議論し、2019年度の統合報告書において、TCFD 提言にかかるフレームワークを開示することを決定した。まずはやってみて、トライアンドエラーでブラッシュアップしていけば良い</u> という意識で取り組みを進めている

SDGs/ESG金融に関するワークショップの資料は、
日本銀行ホームページよりダウンロードできます。

http://www.boj.or.jp/announcements/release_2019/rel190607b.htm/

ご清聴ありがとうございました。

【本資料に関する照会先】

日本銀行 金融機構局 金融高度化センター 企画役

杉村 大輔 電話 03-3277-3081

daisuke.sugimura@boj.or.jp

- 本資料の内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行の公式見解を示すものではありません。
- 本資料の内容について、商用目的での転載・複製を行う場合は予め日本銀行金融機構局金融高度化センターまでご相談ください。転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。
- 本資料に掲載されている情報の正確性については万全を期しておりますが、日本銀行は、利用者が本資料の情報をを用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。